

# 業務部速報

No. 108

発行 17. 5. 18

JR東労組 業務部

## 申1号 第32回定期大会発言に基づく申し入れ 第3号

第8項 びゅうプラザにおいて徒列が増大し、サービス低下につながっていることから、旅とれーるの改修を行うこと。また、システム導入に際しては、労使議論を踏まえ「21世紀における効率化の実施に関する覚書」（平成13年6月13日締結）を遵守すること。

**会社**・システムの不具合や操作性の課題は認識している。だれでも使えるシステムの構築を目指してきた。収入減とシステム操作性の関係性は掴めない。  
**組合**・新システム導入で、今までよりも時間がかかり、お客さまをお待たせしている。それと収入減少がリンクしている。他エージェントからも使いにくいという評価だ。  
**フロはフロが使いやすいシステム構築が必要だ。システムの課題は確認**

第9項 住環境制度改正について、掲示のみの周知となっているので、改めて、丁寧に社員周知をおこなうこと。

**会社**・社員への周知は十分に行ってきた。関係する支社勤務課厚生担当にはしっかりと伝えている。「ひがし」などでも誌面を確保して周知をしていく。  
・平成34年の社宅や賃貸の制限開始までに、何度か通知を行っていく。  
**組合**・資料を渡しました、載せました、掲示しました、だけでは「丁寧」とは言えない。  
・職場の総務担当や管理者は真っ先に聞かれる。社宅の居住期限の通知を貰い、管理者等に家庭状況を話しても「詳しく分からないから」と答えられる。これでは**会社として説明責任を果たせていない。個々の状況を丁寧に把握することを確認!**  
**会社**・制度開始まで、個人の状況把握はしていく。**経済状態、家庭状態などはしっかりと把握して、社会通念上や人道上の指摘を受けないようにしていく。**

第10項 住環境制度改正後のイーストハイム型社宅の入居率を明らかにすること。また、社宅利用機会均等を図る観点からイーストハイム型社宅の入居条件を撤廃すること。

**会社**・現在は全体として90%程度の入居率となっている。他のアパートの廃止や入居前のリフォームを考えるとギリギリだ。  
**組合**・十条や大成など空きが多いところもある。条件を緩和して、入居率を上げれば一戸あたりの管理コストを下げられるのではないか。  
・社宅が決まらなると保育園も入れない。決定までのスピードは上げるべきだし、空いているならば入居させればいいのではないか。  
**会社**・会社としての経費は変わらない。90%以下の所があるのは確かだが、入居基準は当面変わらない。平成34年以降は変化があるので、そこで考えていく。

第11項 寮の利用状況を勘案し、計画的に整備を行い、入居希望者全員を入居させること。また、代用寮への入居は公平感を欠くため解消すること。

**会社**・まずは安全な建物づくりが重要だ。その後、必要な箇所に整備をしていく。  
**組合**・女性の代用寮は早期に解消すべきだ。ドミトリーの写真を見せられて、現場に配属されれば築40年のアパートで、コンビニも無いなど騙されたと感じている。  
**会社**・代用寮の解消は必要だ。男女両方が使えるタイプの部屋も増やしていく。直近では**盛岡と宇都宮の建替計画**がある。今後**仙台と高崎も検討**に入る。

女性代用寮の早期解決で認識一致!

その2へ続く